



がん保障 **特約**  
**充実 PACK**  
 パワーアッププランⅢ



● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳しくは「注意喚起情報」をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック  
コールセンター

通話料  
無料

**0120-5555-95**

受付  
時間

月曜日～金曜日  
9:00～18:00  
土曜日  
9:00～17:00  
※祝日を除きます。

<ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。>

◎本冊子に記載の保険料および保障内容などは2018年4月2日現在のものです。

◎本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル  
 URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。  
 募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。  
 詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

**No.1** がん保険  
 医療保険  
 保有契約件数  
 平成30年版 インシュアランス生命保険統計号  
 約**4世帯に1世帯**がアフラックの保険に加入  
 (詳細はホームページをご確認ください)

アフラックの大切なこと、あなたに伝えたい!  
**しっかりお知らせ宣言**

お客様に特に知ってほしいこと、理解してほしいことを、  
 しっかりお伝えするために、**!**マークを付けました。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。  
 ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで ご案内する保障分野	<b>がんの保障</b>	このパンフレットではご案内しておりません
対応する 商品・特約	充実PACK	病气やケガの保障
		介護や障がいの保障
		死亡時の保障
		貯蓄 (教育資金や老後生活資金準備など)

この「パンフレット」「契約概要」とあわせて、  
**「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

充実パック パワーアッププランⅢ「標準型」「追加型」

個別取扱・月払

中途付加用

大切に保管してください

# をプラスしてパワーアップ!



お申込みの前にご確認ください。

## ご契約コースについて

〈充実パック〉のご契約コースは、現在ご契約の「がん保険」の契約形態によって、いずれかをお選びいただけますが、下記の点についてご注意ください。

現在ご契約の「がん保険」の契約形態	〈充実パック〉のご契約コース
個人契約	ご本人コース(ご本人のみ)
個人契約 + 子供特約	ご本人コース(ご本人のみ) ..... または ..... ご本人コース(ご本人+お子さま)*
家族契約	ご家族コース(ご夫婦のみ) ..... または ..... ご家族コース(ご夫婦+お子さま)

\*「ご本人コース(ご本人+お子さま)」の場合には、最初から配偶者の保障はありませんのでご注意ください。

- お選びいただく〈充実パック〉のご契約コースによっては、主契約(現在ご契約の「がん保険」)で保障される部分と〈充実パック〉で保障される部分とで被保険者の範囲が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ご本人コース、ご家族コースともに主契約の主たる被保険者が「ご本人」となります。主たる被保険者が従たる被保険者(配偶者・お子さま)かによって、保障が異なりますので、3~8ページの保障内容をご確認ください。
- 「ご家族コース」で保障の対象となる配偶者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍の方とします。
- 「ご本人コース(ご本人+お子さま)」「ご家族コース(ご夫婦+お子さま)」で保障の対象となるお子さまは、主契約の主たる被保険者と同一戸籍で満23歳未満のお子さまとします。  
※この条件に該当しているお子さまであれば何人でも保障します。  
また、契約後に生まれたお子さまも保障の対象となります。

ご本人コース(ご本人のみ)以外のパターンでご契約いただいたときには、下記の場合に、保障の範囲が変わります。

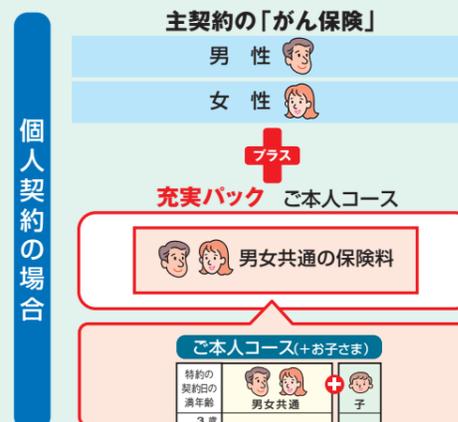
- ① 保障の対象となっていた配偶者が主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合  
→ 同一戸籍でなくなった配偶者の保障はなくなります。
- ② 保障の対象となっていたお子さまが主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合  
→ 同一戸籍でなくなったお子さまの保障はなくなります。
- ③ 保障の対象となっていたお子さまが満23歳になった場合  
→ 満23歳になったお子さまの保障はなくなります。
- ④ 保障の対象となっていた配偶者が死亡した場合  
→ 死亡した配偶者の保障はなくなります。

上記①~④の場合、保険料が変更となる場合や契約内容変更などのお手続きが必要になることがありますので、当社または募集代理店にお問い合わせください。

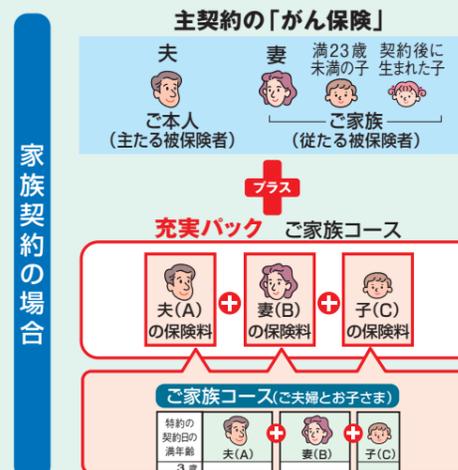
## 保険料について

今後お支払いいただく保険料は、現在ご契約の「がん保険」の保険料に今回お申込みの〈充実パック〉の保険料がプラスされ、下記ようになります。左記「ご契約コースについて」および保険料表とあわせてご確認ください。  
※[追加型]の保険料についてはお問い合わせください。

### 今後お支払いいただく保険料



◎現在ご契約の「がん保険」の保険料に〈充実パック〉ご本人コースの保険料がプラスされます。「がん保険」に〈子供特約〉が付加されている場合は、〈充実パック〉のご本人コースにお子さまの保障をつけることができます。この場合、〈子〉の保険料もプラスされます。



◎現在ご契約の「がん保険」の保険料に〈充実パック〉ご家族コースの〈夫(A)〉〈妻(B)〉〈子(C)〉の保険料がプラスされます。  
※満23歳未満のお子さまがいらっしゃらない場合は、〈子(C)〉の保険料をプラスする必要はありません。  
●女性が主たる被保険者の家族契約の場合の保険料についてはお問い合わせください。

- 「妻」「子(満23歳未満)」とは、主たる被保険者と同一戸籍上の「妻」「子」である必要があります。
- 〈充実パック〉の上記のお子さまについては、①満23歳になったとき②主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき、のいずれかに該当した場合に、保障対象となります。
- すべてのお子さまが①または②の事由に該当し保障対象外となった場合には、[子型]の解約手続きが必要となりますので、ご注意ください。

〈充実パック〉の保障は主契約の「がん保険」によって異なります。

ご契約の「がん保険」のページをご覧ください。

「スーパーがん保険」  
「スーパーがん保険Vタイプ」  
をご契約の方は

③ ④ ページをご覧ください。

「スーパーがん保険Ⅱ型」  
「スーパーがん保険Ⅱ型Vタイプ」  
をご契約の方は

⑤ ⑥ ページをご覧ください。

「新がん保険」をご契約の方は

⑦ ⑧ ページをご覧ください。

必ずご確認ください。

〈契約概要〉  
〈ご契約までのスケジュール〉  
「がん」と「上皮内新生物」の違い

⑨ ⑩ ページをご覧ください。

# 現在のご契約が「スーパーがん保険」「スーパーがん保険Vタイプ」の場合

いままでの保障

現在ご契約の「がん保険」の保障をご確認ください

現在ご契約の「がん保険」の保障内容(1口あたり) (保険期間:終身)

	ご本人の保障	ご家族の保障
<b>診断給付金</b> 診断確定時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。	100万円 (1回限り) 診断確定時の年齢が満65歳以降の場合50万円	60万円 (1回限り) 診断確定時の年齢が満65歳以降の場合30万円
<b>入院給付金</b> がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	1日につき15,000円 (日数無制限)	1日につき10,000円 (日数無制限)
<b>在宅療養給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後退院し、在宅療養したとき	1退院につき(退院時に)20万円 (回数無制限)	1退院につき(退院時に)15万円 (回数無制限)
<b>通院給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後、がん・上皮内新生物の治療目的で通院したとき	1日につき5,000円 (通院時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)	1日につき3,000円 (通院時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)
<b>死亡保険金</b> がんを直接の原因として死亡したとき	150万円 (死亡時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)	100万円 (死亡時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)
<b>死亡払戻金</b> がん以外で死亡したとき お子さま*1には死亡払戻金はありません。	15万円 (死亡時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)	10万円 (死亡時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。)

新しくプラスする保障



〈充実パック〉の保障

満65歳以降も

**保障額は変わりません**  
(診断給付金・通院給付金・死亡保険金)

がん(悪性新生物)に加え

**上皮内新生物も保障します**

※[追加型]には上皮内新生物の保障はありません。

プラス

半額になりません

\*1 ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま  
現在ご契約の「がん保険」の保障内容、保障額については、ご契約の「がん保険」の種類、付加された特約、口数によって異なります。上記は商品の概要を記載しております。ご自身の契約内容の詳細については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

これからの保障

保障内容 支払事由

いままでの保障(1口あたり)

スーパーがん保険  
スーパーがん保険Vタイプ

プラスする保障(1口あたり)

がん保険 充実パック 標準型

〈充実パック〉の保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障

このようなとき、給付金などをお受取りいただけます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」、9ページ「契約概要」、10ページ「Q&A」をご確認ください。

〈スーパーがん保険〉〈スーパーがん保険Vタイプ〉を2口、3口ご契約の場合、〈充実パック〉の保障内容もそれぞれ2倍、3倍となります。

このようなときお支払いします	ご本人の保障		ご家族の保障		対象	保険期間	お支払いの限度(お1人につき)	ご確認ください
	がんの場合	上皮内新生物の場合	がんの場合	上皮内新生物の場合				
<b>診断給付金</b> 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	100万円 (それぞれ1回限り)	10万円	60万円	6万円	○	New	がん・上皮内新生物それぞれ1回限り	上皮内新生物の診断給付金額はがんの診断給付金額の1/10となります。 New 満65歳以降も同額保障です。
<b>入院給付金</b> がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	1日につき15,000円 (日数無制限)		1日につき10,000円 (日数無制限)		○	New	日数は無制限	治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院はお支払いの対象にはなりません。
<b>在宅療養給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後退院し、在宅療養したとき	1退院につき(退院時に)20万円 (回数無制限)		1退院につき(退院時に)15万円 (回数無制限)		○	New	回数は無制限	退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、次回に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から下記の金額を差し引きます。 ご本人の場合: 20万円 - 10,000円 × 在宅療養日数 ご家族の場合: 15万円 - 7,500円 × 在宅療養日数
<b>通院給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後、がん・上皮内新生物の治療目的で通院したとき	1日につき5,000円		1日につき3,000円		○	New	1回の通院給付金のお支払い対象期間中最高30日まで、通算で700日まで	①治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院はお支払いの対象にはなりません。 ②通院給付金のお支払い対象期間は、在宅療養給付金がお支払われる場合は、その在宅療養期間最後の日(在宅療養給付金が支払われない場合は退院日)の翌日から180日以内となります。 ③入院給付金が支払われる日については通院給付金のお支払いの対象にはなりません。 ④同一の日に2回以上通院をした場合、重複支払いはありません。 New 満65歳以降も同額保障です。
<b>死亡保険金</b> がんを直接の原因として死亡したとき	150万円		100万円		○			New 満65歳以降も同額保障です。
<b>死亡払戻金</b> がん以外で死亡したとき お子さま*2には死亡払戻金はありません。	15万円 (死亡時の年齢が満65歳以降)	7.5万円	10万円 (死亡時の年齢が満65歳以降)	5万円	—	○		個人契約の場合、告知および第1回保険料のお支払いがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合、家族契約の場合、責任開始日以後に夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の方が、告知および第1回保険料のお支払いがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡した場合、〈充実パック〉ご契約後も、死亡払戻金(がん以外)の保障は変わりません。

一生 生涯保障

[追加型]には上皮内新生物の保障はありません。 \*2ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま

今後お支払いいただく保険料

〈充実パック〉の保険料は、現在お支払いいただいている「がん保険」の保険料にプラスされます。

現在お支払いの「がん保険」の保険料

プラス

今回おすすめする(充実パック)の保険料  
パワーアッププランⅢ

新しくプラスする保険料

月払保険料  
〈充実パック〉パワーアッププランⅢ【標準型】(個別取扱)(1口あたり)  
(保険料払込期間:終身)

特約の契約日の満年齢	ご本人コース(+お子さま)		ご家族コース(ご夫婦とお子さま)		
	男女共通	子	夫(A)	妻(B)	子(C)
3歳	314円				
4歳	320				
5歳	331				
6歳	339				
7歳	345				
8歳	359				
9歳	366				
10歳	379				
11歳	387				
12歳	395				
13歳	410				
14歳	418				
15歳	432				
16歳	440				
17歳	456				
18歳	468		584円		
19歳	485		596		
20歳	502		615		11円
21歳	512		635		
22歳	530		655		
23歳	541		680		
24歳	561		702		
25歳	580		731		
26歳	603		754		
27歳	621		778		
28歳	642		803		
29歳	655		834		
30歳	677		851		
31歳	699		888		
32歳	736		916		
33歳	758		950		
34歳	784		979		
35歳	807		1,017		
36歳	841		1,054		
37歳	868		1,091		
38歳	895		1,133		
39歳	926		1,180		
40歳	960		1,221		
41歳	988		1,262		
42歳	1,029		1,317		
43歳	1,070		1,371		
44歳	1,117		1,425		
45歳	1,162		1,480		
46歳	1,204		1,538		
47歳	1,256		1,594		
48歳	1,301		1,663		
49歳	1,360		1,736		
50歳	1,412		1,797		
51歳	1,471		1,875		
52歳	1,543		1,954		
53歳	1,611		2,041		
54歳	1,689		2,134		
55歳	1,766		2,228		
56歳	1,854		2,333		
57歳	1,949		2,450		
58歳	2,050		2,572		
59歳	2,156		2,695		
60歳	2,256		2,826		
61歳	2,383		2,978		
62歳	2,521		3,136		
63歳	2,675		3,302		
64歳	2,839		3,497		
65歳	3,002		3,681		
66歳	3,106		3,833		
67歳	3,210		3,987		
68歳	3,314		4,144		
69歳	3,425		4,258		
70歳	3,511		4,359		
71歳	3,627		4,477		
72歳	3,732		4,592		
73歳	3,845		4,702		
74歳	3,961		4,822		
75歳	4,078		4,943		
76歳	4,198		5,062		
77歳	4,335		5,185		
78歳	4,474		5,311		
79歳	4,612		5,437		
80歳	4,758		5,576		

●〈充実パック〉は現在ご契約の「がん保険」と同じ口数でのご契約となります。2口以上の保険料と追加型の保険料については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

●「ご本人コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

●「ご家族コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。  
●「ご家族コース」の保険料は、現在ご契約の「がん保険」の主たる被保険者が男性の場合です。  
●女性が主たる被保険者の場合の保険料についてはお問い合わせください。

●保険料はそれぞれ被保険者の特約の契約日における満年齢1年未満は切捨により決まります。●2018年4月2日現在の保険料率(口座振替料率)となります。

〈充実パック〉の保険料には、①同額保障特約 ②上皮内新生物特約(診断給付割合10%)  
③同額保障特約(特約用)の保険料が含まれます。  
A=①の夫・妻の保障+②③の夫の保障 B=②③の妻の保障 C=②の子の保障

▼「スーパーがん保険」「スーパーがん保険Vタイプ」をご契約の方はこちら

現在のご契約が「スーパーがん保険Ⅱ型」「スーパーがん保険Ⅱ型Vタイプ」の場合

いままでの保障

現在ご契約の「がん保険」の保障をご確認ください

現在ご契約の「がん保険」の保障内容(1口あたり) (保険期間:終身)

	ご本人の保障	ご家族の保障
<b>診断給付金</b> 診断確定時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。	100万円 (診断確定時の年齢が満65歳以降 50万円) <b>1回限り</b>	60万円 (診断確定時の年齢が満65歳以降 30万円)
<b>入院給付金</b>	1日につき 10,000円 <b>日数無制限</b>	1日につき 6,000円
<b>在宅療養給付金</b>	1退院につき(退院時に) 15万円 <b>回数無制限</b>	1退院につき(退院時に) 10万円
<b>通院給付金</b> 通院時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。	1日につき 5,000円 (通院時の年齢が満65歳以降 2,500円)	1日につき 3,000円 (通院時の年齢が満65歳以降 1,500円)
<b>死亡保険金</b> 死亡時の年齢が満65歳以降の場合半額になります。	100万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 50万円)	60万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 30万円)
死亡払戻金 がん以外で死亡したとき お子さま*1には死亡払戻金はありません。	10万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 5万円)	6万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 3万円)

新しくプラスする保障



〈充実パック〉の保障

満65歳以降も

**保障額は変わりません**  
(診断給付金・通院給付金・死亡保険金)

がん(悪性新生物)に加え

**上皮内新生物も保障します**

※[追加型]には上皮内新生物の保障はありません。

半額になりません

プラス

\*1 ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま  
現在ご契約の「がん保険」の保障内容、保障額については、ご契約の「がん保険」の種類、付加された特約、口数によって異なります。上記は商品の概要を記載しております。ご自身の契約内容の詳細については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

これからの保障

保障内容 支払事由

いままでの保障(1口あたり)

スーパーがん保険Ⅱ型  
スーパーがん保険Ⅱ型Vタイプ

プラスする保障(1口あたり)

がん保険 充実パック  
標準型

〈充実パック〉の保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障

このようなとき、給付金などをお受取りいただけます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」、9ページ「契約概要」、10ページ「Q&A」をご確認ください。

〈スーパーがん保険Ⅱ型〉〈スーパーがん保険Ⅱ型Vタイプ〉を2口、3口ご契約の場合、〈充実パック〉の保障内容もそれぞれ2倍、3倍となります。 (保険期間:終身)

このようなときお支払いします	ご本人の保障		ご家族の保障		対象	保険期間	お支払いの限度(お1人につき)	ご確認ください
	がんの場合	上皮内新生物の場合	がんの場合	上皮内新生物の場合				
<b>診断給付金</b> 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	100万円	10万円	60万円	6万円	○	New	がん・上皮内新生物それぞれ1回限り	上皮内新生物の診断給付金額はがんの診断給付金額の1/10となります。 <b>New 満65歳以降も同額保障です。</b>
<b>入院給付金</b> がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	10,000円		6,000円		○	New	日数は無制限	治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院はお支払いの対象にはなりません。
<b>在宅療養給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後退院し、在宅療養したとき	15万円		10万円		○	New	回数は無制限	退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、次回に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から下記の金額を差し引きます。 ご本人の場合: 15万円 - 7,500円 × 在宅療養日数 ご家族の場合: 10万円 - 5,000円 × 在宅療養日数
<b>通院給付金</b> 入院給付金の支払われる20日以上継続入院後、がん・上皮内新生物の治療目的で通院したとき	5,000円		3,000円		○	New	1回の通院給付金のお支払い対象期間中最高30日まで、通算で700日まで	①治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院はお支払いの対象になりません。 ②通院給付金のお支払い対象期間は、在宅療養給付金が支払われる場合は、その在宅療養期間最後の日(在宅療養給付金が支払われない場合は退院日の翌日から180日以内)となります。 ③入院給付金が支払われる日については通院給付金のお支払いの対象になりません。 ④同一の日に2回以上通院をした場合、重複支払いはありません。 <b>New 満65歳以降も同額保障です。</b>
<b>死亡保険金</b> がんを直接の原因として死亡したとき	100万円		60万円		○	—	—	<b>New 満65歳以降も同額保障です。</b>
死亡払戻金 がん以外で死亡したとき お子さま*2には死亡払戻金はありません。	10万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 5万円)		6万円 (死亡時の年齢が満65歳以降 3万円)		—	○	—	個人契約の場合、告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合、家族契約の場合、責任開始日以後に夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の方が、告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡した場合、〈充実パック〉ご契約後も、死亡払戻金(がん以外)の保障は変わりません。

一生保障

[追加型]には上皮内新生物の保障はありません。 \*2 ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま

今後お払いいただく保険料

〈充実パック〉の保険料は、現在お払いいただいている「がん保険」の保険料にプラスされます。

現在お払いの「がん保険」の保険料

プラス

今回おすすめる〈充実パック〉の保険料  
パワーアッププランⅢ

新しくプラスする保険料

月払保険料

〈充実パック〉パワーアッププランⅢ〔標準型〕〔個別取扱〕(1口あたり) (保険料払込期間:終身)

ご本人コース(+お子さま)

ご家族コース(ご夫婦とお子さま)

特約の契約日の満年齢	ご本人コース(+お子さま)		ご家族コース(ご夫婦とお子さま)		
	男女共通	子	夫(A)	妻(B)	子(C)
3歳	270円	10円			
4歳	275				
5歳	284				
6歳	291				
7歳	297				
8歳	307				
9歳	312				
10歳	323				
11歳	329				
12歳	337				
13歳	348				
14歳	355				
15歳	367				
16歳	374				
17歳	386				
18歳	397		488円		
19歳	410		503		
20歳	424		520	171	
21歳	432		530	173	
22歳	447		547	175	
23歳	457		568	178	
24歳	473		587	181	
25歳	487		603	183	
26歳	505		626	186	
27歳	520		647	188	
28歳	537		668	191	
29歳	549		688	194	
30歳	567		713	196	
31歳	585		734	199	
32歳	615		763	203	
33歳	634		786	206	
34歳	655		815	209	
35歳	674		846	212	
36歳	702		872	215	
37歳	724		902	218	
38歳	747		937	221	
39歳	774		976	224	
40歳	801		1,010	227	
41歳	825		1,044	230	
42歳	859		1,089	233	
43歳	894		1,130	239	
44歳	930		1,173	241	
45歳	969		1,220	244	
46歳	1,004		1,268	246	
47歳	1,047		1,315	249	
48歳	1,086		1,373	253	
49歳	1,134		1,433	257	
50歳	1,178		1,485	260	
51歳	1,228		1,545	263	
52歳	1,288		1,617	267	
53歳	1,344		1,689	270	
54歳	1,409		1,767	275	
55歳	1,474		1,841	280	
56歳	1,547		1,928	283	
57歳	1,627		2,021	288	
58歳	1,711		2,123	291	
59歳	1,800		2,227	295	
60歳	1,887		2,332	300	
61歳	1,993		2,458	304	
62歳	2,110		2,593	307	
63歳	2,240		2,739	311	
64歳	2,379		2,892	316	
65歳	2,515		3,047	319	
66歳	2,600		3,167	323	
67歳	2,685		3,295	325	
68歳	2,770		3,417	328	
69歳	2,860		3,510	332	
70歳	2,930		3,590	335	
71歳	3,022		3,675	339	
72歳	3,106		3,766	342	
73歳	3,196		3,853	345	
74歳	3,288		3,947	347	
75歳	3,382		4,037	350	
76歳	3,477		4,129	354	
77歳	3,586		4,226	358	
78歳	3,696		4,318	361	
79歳	3,806		4,411	364	
80歳	3,922		4,513	367	

●〈充実パック〉は現在ご契約の「がん保険」と同じ口数でのご契約となります。2口以上の保険料と「追加型」の保険料については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

●「ご本人コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

●「ご家族コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

●「ご家族コース」の保険料は、現在ご契約の「がん保険」の主たる被保険者が男性の場合です。女性が主たる被保険者の場合の保険料についてはお問い合わせください。

●保険料はそれぞれ、被保険者の特約の契約日における満年齢1年未満は切捨により決まります。●2018年4月2日現在の保険料率(口座振替率)となります。

〈充実パック〉の保険料には、①同額保障特約 ②上皮内新生物特約(診断給付割合10%) ③同額保障特約(特約用)の保険料が含まれます。  
A=①の夫・妻の保障+②③の夫の保障 B=②③の妻の保障 C=②の子の保障

「スーパーがん保険Ⅱ型」「スーパーがん保険Ⅱ型Vタイプ」をご契約の方はこちら

# 現在のご契約が「新がん保険」の場合

いままでの保障

現在ご契約の「がん保険」の保障をご確認ください

現在ご契約の「がん保険」の保障内容(1口あたり)

〈保険期間：終身〉

	ご本人の保障	ご家族の保障
入院給付金 <small>がん(悪性新生物)の保障</small>	1日につき 15,000円 <small>日数無制限</small>	1日につき 10,000円
在宅療養給付金	1退院につき(退院時に) 20万円 <small>回数無制限</small>	1退院につき(退院時に) 15万円
死亡保険金	150万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 75万円)</small>	100万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 50万円)</small>
死亡払戻金 <small>がん以外で死亡したとき お子さま*1には死亡払戻金はありません。</small>	15万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 7.5万円)</small>	10万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 5万円)</small>

\*1 ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま

現在ご契約の「がん保険」の保障内容、保障額については、ご契約の「がん保険」の種類、付加された特約、口数によって異なります。上記は商品の概要を記載しております。ご自身の契約内容の詳細については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

新しくプラスする保障



〈充実パック〉の保障

がん(悪性新生物)に加え

上皮内新生物も保障します

プラス



今後お払いいただく保険料

〈充実パック〉の保険料は、現在お払いいただいている「がん保険」の保険料にプラスされます。

現在お払いの「がん保険」の保険料

+

今回おすすめする「充実パック」の保険料  
パワーアッププランⅢ

新しくプラスする保険料

月払保険料

〈充実パック〉パワーアッププランⅢ〔標準型〕(個別取扱)(1口あたり)  
〈保険料払込期間：終身〉

ご本人コース(+お子さま)		ご家族コース(ご夫婦とお子さま)		
特約の契約日の満年齢	男女共通	夫(A)	妻(B)	子(C)
3歳	153円			
4	156			
5	158			
6	161			
7	163			
8	165			
9	167			
10	170			
11	173			
12	176			
13	179			
14	182			
15	186			
16	189			
17	193			
18	196			
19	200			
20	204			
21	208			
22	212			
23	216			
24	220			
25	225			
26	229			
27	233			
28	238			
29	243			
30	248			
31	253			
32	258			
33	264			
34	269			
35	275			
36	280			
37	286			
38	291			
39	296			
40	302			
41	308			
42	313			
43	319			
44	325			
45	331			
46	337			
47	343			
48	349			
49	355			
50	361			
51	367			
52	373			
53	380			
54	387			
55	394			
56	401			
57	408			
58	415			
59	422			
60	428			
61	435			
62	441			
63	448			
64	454			
65	460			
66	465			
67	471			
68	476			
69	481			
70	486			
71	490			
72	494			
73	498			
74	502			
75	507			
76	511			
77	516			
78	521			
79	525			
80	530			

●「充実パック」は現在ご契約の「がん保険」と同じ口数でのご契約となります。20以上の保険料については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

●ご本人コースは、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

●保険料はそれぞれ、被保険者の特約の契約日における満年齢1年未満は切捨により決まります。●2018年4月2日現在の保険料率(口座振替料率)となります。

●「ご家族コース」は、現在ご契約の「がん保険」の被保険者が保障の対象となります。

●「ご家族コース」の保険料は、現在ご契約の「がん保険」の主たる被保険者が保障の対象となる場合です。

●女性が主たる被保険者の家族契約の場合の保険料についてはお問い合わせください。

これからの保障

保障内容

支払事由

いままでの保障(1口あたり)

プラスする保障(1口あたり)

新がん保険

+



〈充実パック〉の保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障

このようなとき、給付金などをお受取りいただけます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」、9ページ「契約概要」、10ページ「Q&A」をご確認ください。

〈新がん保険〉を2口、3口ご契約の場合、〈充実パック〉の保障内容もそれぞれ2倍、3倍となります。

〈保険期間：終身〉

このようにお支払いします	ご本人の保障	ご家族の保障	対象		保険期間	お支払いの限度(お1人につき)	ご確認ください
			がん	上皮内新生物			
入院給付金 <small>がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき</small>	1日につき 15,000円 <small>日数無制限</small>	1日につき 10,000円	○	New	終身	日数は無制限	治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院はお支払いの対象になりません。
在宅療養給付金 <small>入院給付金の支払われる20日以上の継続入院後退院し、在宅療養したとき</small>	1退院につき(退院時に) 20万円 <small>回数無制限</small>	1退院につき(退院時に) 15万円	○	New	終身	回数は無制限	退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、次回に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から下記の金額を差し引きます。 ご本人の場合：20万円-10,000円×在宅療養日数 ご家族の場合：15万円-7,500円×在宅療養日数
死亡保険金 <small>がんを直接の原因として死亡したとき</small>	150万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 75万円)</small>	100万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 50万円)</small>	○	—	終身	—	—
死亡払戻金 <small>がん以外で死亡したとき お子さま*2には死亡払戻金はありません。</small>	15万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 7.5万円)</small>	10万円 <small>(死亡時の年齢が満65歳以降 5万円)</small>	—	○	—	—	個人契約の場合、告知および第1回保険料のお支払いがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合、家族契約の場合、責任開始日以後に夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の方が、告知および第1回保険料のお支払いがともに完了した日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡した場合、 ・〈充実パック〉ご契約後も、死亡払戻金(がん以外)の保障は変わりません。

\*2 ご契約の形態が個人契約の(子供特約)もしくは家族契約のお子さま

一生保障

〈充実パック〉の保険料は上皮内新生物特約の保険料です。

「新がん保険」をご契約の方は「こすい」



### 1. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

### 2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

●お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。お申込みの撤回などは、必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに発信してください。書面(ハガキ、便箋)には、お申込みの撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・フリガナ・住所をご記入ください。

- この場合には、お払込みいただいた金額をお返します。
- つぎの場合には、お申込みの撤回などのお取扱ができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
- ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

### 3. 告知義務について

●ご契約者や被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態、ご職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様になりのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

●申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

●生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していたことにはなりません。

●当社では、お客様の健康状態、ご職業などに応じてご契約の引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもありますが、保障の一部を制限するなどの条件をつけてお引受けできることもあります。傷病によっては条件をつけずにお引受けできることもあります。

●当社の社員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金・年金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。

●当社が告知書でおたずねすることからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。所定の期間を経過しても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

※上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

### 4. 保険証券などについて

●ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。

●「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

### 5. 保障の開始(責任開始)について

●当社が、ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。特約中途付加については、ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い時」を責任開始期(日)とし、その時から保障を開始します。ただし、保険種類や特約の内容などによりましては、「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い日」または「特約の契約日」から3か月を経過した日の翌日から保障を開始する場合があります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

●当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### 6. 給付金・保険金などが支払われない場合について

- つぎのような場合には給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- ・責任開始期(日)より前の病気・ケガの場合
- ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
- ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様方が内容をご確認のうえ、お申込みください。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、「パンフレット」「契約概要」や「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178